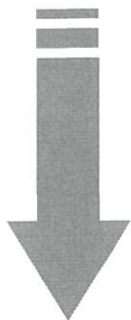


② 交付申請から助成金が支払われるまで

【助成金交付申請】

施工業者を決定 のうえ、工事着手前に申請 してください。

申請に必要な書類は表紙をご覧ください。



【書類審査・交付決定】

審査通過後、「助成金交付決定通知書」を郵送します。

審査期間中に申請条件を満たすかどうかを確認します

【工事の着工】 交付決定通知書を受け取った後、下記期日までに実績報告ができるよう着工してください。
工事箇所の追加や助成金交付決定金額に変更が生じる場合等は、
着工前 に「変更・中止届」を提出してください。

※工事途中で急遽変更が生じた場合も必ずご連絡ください。
※工事が中止となった場合も届出の提出をお願いします。

- ◆ 交付決定通知書を受け取った後、施工業者に工事開始のご連絡をお願いします。
- ◆ 着工中に必ず施工途中の写真を撮影してください。（撮影は施工業者でも申請者でも可）

【工事完了報告】 工事代金支払い後、速やかにご提出ください。

海老名商工会議所に下記書類をご提出ください。 ※最終提出期限：2020年3月13日（金）

- ◆ 実績報告書 ※「助成金交付決定通知書」郵送時に同封します。
- ◆ 領収書の写し（施工業者が発行し、消費税額を明記したもの）
- ◆ 日付入りの写真（「施工中」と「施工後」のリフォーム箇所がわかるもの）



【書類審査・助成額の確定】

「助成金確定通知書」を郵送します。 ※請求書（様式）を同封します。

【請求書の提出】 助成金の振込先口座等を記入し、提出。（申請者本人の口座に限ります。）

請求書の受領後、お振込みします。



【助成金支払い】 入金の確認は通帳記入にてお願いします。

※審査の都合上、交付決定等にお時間を頂く場合がございますので、あらかじめご了承ください

「助成金交付申請書」の書き方→→→